

6-2 身体的権利の関連問題 <標準編>

推定無罪の原則

近代国家においては、「刑事裁判によって有罪の判決が確定するまでは無罪である」という前提で刑事裁判の手続きが進められなければならない。これを**推定無罪の原則**という。しかし日本では、残念ながらこの原則が十分に浸透しておらず、冤罪の温床となっている。

自白の強要

冤罪の最大の原因は取り調べの過程における**自白の強要**である。自白の強要が起こる背景には、いわゆる**代用監獄**（正確には**代用刑事施設**）の存在が指摘されている。代用監獄とは、警察署の留置場であるが、これが**拘置所**の代用として利用されている場合に特に「**代用監獄**」と呼ぶ。

本来、警察に逮捕された容疑者は、逮捕後 72 時間までは警察署の留置場に收容されるが、それ以上の長時間の拘束が必要な場合は、裁判官の許可を得て拘置所という施設に收容しなければならない。しかし実際には、警察署の留置場を拘置所の代用としてよいことが法定されているため、そのまま警察署の留置場に收容されつづけることが多い。容疑者が拘置所に收容されれば、早朝や深夜あるいは徹夜の取調べは難しくなるが、警察署の留置場に收容されている場合は、長時間の取調べが容易になるので、自白の強要が起こりやすい【①】。日本弁護士連合会は、自白の強要を防ぐため警察官・検察官による**取調べの全過程の録画**を求めている。【②】

証拠の捏造と不提出

警察による証拠の捏造が疑われる場合もある。松山事件では、警察官が容疑者の自宅を捜索し布団を押収したときには血痕がついていなかったのに、裁判の法廷にその布団が証拠品として提出されたときには血痕が付着していた。

また現在の法律では、検察官は、捜査の過程で収集した証拠のすべてを刑事裁判の法廷に提出しなくてもよいことになっている。しかし、そのために被告人に有利な証拠が法廷に提出されないということが起きている（例：松山事件）。このため、「法律を改正して、警察や検察が収集した証拠物品をすべて裁判に提出するよう義務付けるべきだ」との意見があるが、検察庁は拒否しつづけている。

鑑定の問題

冤罪の背景には**科学的鑑定**のあり方も関係している。第一に、鑑定技術の進歩に裁判所が十分対応できていないという問題がある。たとえば **DNA 鑑定**は、現在

①国連自由権規約委員会は日本の代用監獄に懸念を表明し改善を勧告しているが、未だに改善されていない。

なお、**拘置所**は未決拘留者と死刑確定者を收容する施設である。これに対して**刑務所**は、懲役刑や禁固刑が確定した者を收容する。

②しかし警察庁・検察庁は、「捜査に支障をきたす」という理由で、これに反対している。

では技術の進歩により「地球上のすべての人間を識別できる」と言われるほど精密な鑑定が可能になっている【③】が、数十年前の鑑定技術ではそれほど精密なDNA鑑定はできなかった。そのため数十年前のDNA鑑定で「犯人」と断定されていても、現在の技術水準では「犯人ではない」可能性がある。しかし裁判所はこの点に懐疑的である（例：足利事件【④】）。

第二に、鑑定対象となる試料（血液や体液など）が全量消費されないようにする必要がある。以前の技術では鑑定のために大量の試料を必要としたので、証拠となるべき試料の全量が鑑定のために消費されてしまい、再鑑定ができなくなるという問題があった。証拠となる鑑定試料は、将来の再鑑定に備えて全量消費しないようにする必要があるが、現在の法律では試料の保存が義務付けられていない。そのため冤罪の証明がきわめて困難になっている場合がある（例：仙台北稜クリニック事件）。

このように、検察官や裁判官が真実の発見に消極的な現状では、冤罪の防止や冤罪被害者の救済は難しいと言わざるを得ない。

死刑の是非

身体的権利に関しては、「死刑が刑罰として適当かどうか」という問題がある。

死刑に反対する意見は、日本国憲法（36条）は残虐な刑罰を禁止していること、冤罪で死刑が執行された場合には取り返しがつかないこと、生活の困窮などを改善すれば凶悪犯罪は減らせること、などが根拠となっている。一方政府は、日本国憲法は法定の手続きによれば生命を奪うことも認めている（31条）こと、凶悪犯罪を防止するための方法（抑止策）になることなどを理由に、死刑の廃止には消極的である。また世論調査では、死刑の廃止に賛成する国民は少ない。

しかし国際的には「死刑を廃止もしくは10年以上執行していない国」が過半数を占めるようになっており、先進国で死刑を執行している国は日本とアメリカ（一部の州）だけになっている【⑤】。ちなみに死刑を廃止した国の多くでは、死刑廃止後も凶悪犯罪は激増していない。

犯罪被害者の保護

死刑廃止に反対する意見の背景には、「犯罪で家族を失った遺族の憎しみを晴らす方法は死刑しかない」という考え方がある。しかし刑罰は、ほんらい社会秩序

の維持のために行われるもので【⑥】、被害者の恨みを晴らすために行われるのではない。また犯人を処刑しても殺された被害者が生き返るわけでもない。それゆえ「犯罪被害者の受けた心身の傷は、裁判と刑罰によってではなく、別の方法によるべきだ」との意見がある。欧米では、加害者に対する被害者の憎しみを軽減させるための心理的療法も開発されている。

③このことも背景となって、殺人罪の時効（現在25年）を撤廃すべきとする意見や市民運動が起こっている。

④東京高裁は事件から18年後の2008年12月に足利事件のDNA再鑑定を決定した。

⑤国連自由権規約委員会は日本の死刑に懸念を表明し、廃止に向けた努力をするよう勧告している。

⑥さらに、刑罰は犯人を懲らしめるために課すものではなく、善良な人間に変えて社会に復帰させるための教育だという考え方もある（教育刑論）。